



川監委第5087号  
令和8年2月26日

川越市長 森田初恵様  
川越市議会議長 中村文明様

川越市監査委員 岡田昭文  
同 石川隆二  
同 山木綾子  
同 中原秀文

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

環境部

環境プラザ、東清掃センター、資源化センター、環境衛生センター

第3 監査の期間

令和7年10月16日から令和8年2月26日まで

第4 監査の方法

監査委員が監査対象施設に出向き、施設、物品等の監査を実施した。

今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 施設の管理について

着眼点 ①施設・設備の管理状況 ②利用状況

2 安全対策について

着眼点 ①来所者の対応状況 ②避難訓練等の実施状況

3 物品の管理について

・備品出納簿より3件を抽出した。

着眼点 ①管理状況

4 現金等の管理について

着眼点 ①取扱い現金の内容 ②現金取扱員の任命手続きの状況  
③現金の保管・納入・管理状況

5 情報の管理について

着眼点 ①外部記録媒体の管理状況

第5 監査を実施した監査委員

岡田昭文、石川隆二、山木綾子、中原秀文

第6 監査の結果

監査の対象となった各施設における施設管理等については、法令等に従いおおむね適正に執行されているものと認められた。

事務処理上留意すべき点で軽微なものは、監査実施の際口頭で述べたが、監査の結果は以下のとおりである。

1 施設の管理について

(要 望)

環境プラザ及び東清掃センターにおいて、施設の老朽化等に伴う修繕を要する箇所が見受けられた。

今後、緊急を要するものから計画的に修繕することとし、安全・安心で利用者の利便性を考慮した施設環境の確保に努めるよう要望する。

2 安全対策について

特に問題はなかったが、今後とも十分配慮するよう要望する。

3 物品の管理について

特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。

4 現金等の管理について

特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。

5 情報の管理について

特に問題はなかったが、今後とも適正に管理するよう要望する。

※ 取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

(1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。

(2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なもの。

意 見： 「指摘」には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの。そのほか、「注意」が改善されず再度「注意」を受けた場合には、以降「意見」として取り扱うものとする。

要 望： 何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としている。